

## 原子力防護に係る論点の整理等

### 1. 原子力防護の在り方の基本的考え方に係る主な論点

#### (1) 防護の目的等

核物質及び放射性物質に対して想定される脅威等

- ・従来の核物質防護の範囲を超えてテロリスト等不法行為者の手から核物質や放射性物質を防護することも視野に入れた妨害破壊行為等の脅威を想定する必要があるのではないか。

核物質及び放射性物質に関する安全規制と防護との連携効果

- ・国民の身体及び生命の安全を守るという観点を規制の目的として共有していることから、安全規制（核物質においては、さらに、保障措置規制）と防護規制との連携効果を図るよう検討すべきではないか。

#### (2) 核物質及び放射性物質の区分

高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）に対する区分の考え方

- ・現在、ガラス固化体は核物質防護の対象となっていないが、妨害破壊行為の脅威を想定することとするならば、新たに防護対象の核物質の区分に分類し、防護要件の内容、輸送時の情報提供範囲等にも配慮すべきではないか。

放射性物質に対する区分の考え方

- ・放射性物質については現在、主として放射線被ばくによる人体への影響の大きさに基づく区分の検討がなされているが、妨害破壊行為の脅威については、どの程度を考慮すべきか。

#### (3) 対象施設、法令等

法令等の整備

- ・近年の条約やIAEAガイドライン策定等の国際的な動向、欧米諸国の法規制状況等を踏まえて、原子力防護に関連する国内の法令等の一層の整備を進める必要があるのではないか。

防護すべき施設の範囲の考え方

- ・放射性物質を取り扱う施設の様態は多様であるから、そのことを踏まえて防護すべき施設の範囲について整理する必要があるのではないか。

#### (4) 防護の要件

原子力防護の要件の国際的動向

- ・原子力防護の要件について、近年の国際的な動向を整理する必要があるのではないか。

原子力防護の要件の内容

- ・国内における原子力防護の要件については、核物質及び放射性物質のそれぞれの特性や国内の対応状況等を踏まえつつ、考え方を具体的に整理する必要があるのではないか。

### 2. 検討の進め方

#### (1) 核物質の防護を行うべき範囲

現状では、ガラス固化体は防護の対象となっていないが、新たに想定すべき脅威等を踏まえ、対象とすることについて検討する。

(ガラス固化体以外の核物質については、追って検討を行う放射性物質の防護措置と併せて確認する。)

#### (2) 核物質防護措置の内容

我が国の核物質防護については、IAEAガイドラインを参考とした「核物質防護専門部会報告書(昭和55年)」及び、昭和56年の原子力委員会決定に基づき、適切に措置されてきているが、近年の妨害破壊行為の脅威や国際動向等を踏まえて1.に述べた論点の分析等を行い、これを見直すこととする。

### 3. ガラス固化体の核物質防護に関する主な課題

#### (1) テロリスト等による妨害破壊行為等に対する防護の在り方

#### (2) 防護要件の内容、輸送時の情報提供範囲等にも配慮した、ガラス固化体の特性を踏まえた核物質の区分の考え方

#### (3) ガラス固化体の特性を踏まえた防護要件の考え方

#### (4) 現在行われている安全規制及び保障措置規制と防護規制についての連携効果を考慮した、効果的な防護の在り方

#### (5) 具体的な防護の要件に関する国際的な動向の整理

#### (6) その他